

三隅自治区定住促進住宅建築費等補助金（案）

1. 目的

三隅自治区内において、住宅を新築する浜田市在住者又はU I ターン者に対し、補助金を交付することにより、三隅自治区の定住促進と、人口増加、地域経済の活性化及び岡見住宅団地の販売促進を図る。

2. 補助の対象者

浜田市に住民登録を有している者又は三隅自治区に定住の意思をもって移住しようとするU I ターン者で、三隅自治区内において10年以上居住する住宅を新築する者とする。

3. 補助の期間

平成23年度から平成27年度までとする。

4. 補助の対象要件及び額

次の基本部分と加算部分に係わる補助金を合算した額を交付する。

(1) 基本額部分

三隅自治区内で住宅を新築 50万円

(2) 加算額部分

- ・浜田市に在住する45歳以下の者、あるいは浜田市以外からU I ターンする者が新築 50万円
- ・三隅自治区内の建築業者が施工し新築 100万円
- ・岡見住宅団地の指定した区画内に新築 200万円

浜田市住宅改修等補助金（案）

1. 目的

浜田市への定住を目的に空き家の改修等を行う者に、改修費用等の一部を助成し、定住推進を図る。※但し、空き家バンク登録物件に限る

2. 補助の対象者

- (1) 市外から浜田市へ定住の意思をもって移住しようとするU I ターン者で、今後10年以上定住する見込みのある者
- (2) 空き家物件の所有者、または地域自主組織、自治会等、NPO法人（但し、上記の者が入居する場合に限る）

3. 補助の期間

平成23年度から平成27年度までとする。

4. 補助対象経費

空き家の改修に要する経費（消費税を除く）で、その額が10万円以上であるもの。

5. 補助率及び補助金額

補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を上限とする。